

富士見市マスコットキャラクター着ぐるみの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 着ぐるみの貸出しは、原則として2体同時とする。

2 着ぐるみの着用の際は、1体につき装着者1名及び補助者1名以上での対応とする。

(使用の申請)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 着ぐるみの申請は、使用する日の6ヶ月前から1ヶ月前の期間に申請しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 営利を目的として使用するとき、又は使用のおそれのあるとき。
- (2) 富士見市及びマスコットキャラクター「ふわっぴー」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されない、又はされないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを使用できない状況にあるとき。
- (7) その他市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、着ぐるみ使用承認・不承認決定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途以外に使用しないこと。
- (2) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (3) 貸出し期間は最長で5日間とする。
- (4) 使用後は、着ぐるみ使用報告書（様式第3号）及び使用状況がわかる写

真等をすみやかに提出すること。

(5) 別に定める富士見市マスコットキャラクター着ぐるみ装着注意事項を遵守すること。

(6) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第7条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要領の各条項に違反したときは、その承認を取り消すことができ、以後の貸出しを承認しない。

2 前項の場合、使用承認を受けた者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、市長の指示に従い、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月10日から施行する。